

議会運営委員会

平成26年5月22日
午前9時30分

1. 第2回定例会の議会運営について

(1) 提出案件 (15件) について

(2) 常任委員会等の閉会中の報告について

- ・ 議 運 (有 無)
- ・ 総務文教 (有 無)
- ・ 厚生環境 (有 無)
- ・ 建設水道 (有 無)
- ・ 議会改革 (有 無)

(3) 会期について

自 6月4日 (水) 開議 午前 9時30分

至 6月17日 (火) 開議 午前 9時30分

(14日間)

(4) 会期日程について

- ・ 本会議 6月4日 (水) 午前 9時30分
- 6月5日 (木) 午前 9時30分
- 6月17日 (火) 午前 9時30分
- ・ 議 運 月 4日 (水) 午前 9時00分
- 月 17日 (火) 午前 9時00分
- ・ 総務文教 月 9日 (月) 午前 9時30分
- ・ 厚生環境 月 10日 (火) 午前 9時30分
- ・ 建設水道 月 11日 (水) 午前 9時30分

(5) 一般質問について 7名 川口

(6) 意見書について 1件

(7) 議事日程について 別紙

2. その他

議長: 5月29日(木) 5/1 ~ 上着+2・老イナシ

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

平成 2 6 年 6 月 4 日
午前 9 時 3 0 分 開 議

議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 (報第 1 号) 専決処分事項の報告について
(平成 2 6 年度王寺町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について)
- 日 程 第 4 (報第 2 号) 専決処分事項の報告について
(王寺町税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 第 5 (報第 3 号) 専決処分事項の報告について
(王寺町都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 第 6 (報第 4 号) 専決処分事項の報告について
(王寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日 程 第 7 (報第 5 号) 平成 2 5 年度王寺町一般会計予算繰越明許費繰越
計算書について
全・繰越を認める
- 日 程 第 8 (報第 6 号) 平成 2 5 年度王寺町下水道事業特別会計予算繰越明許
費繰越計算書について
- 日 程 第 9 (議第 3 0 号) 平成 2 6 年度王寺町一般会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
議決

日程第10 (議第31号) 王寺町附属機関の設置に関する条例の制定について

総-

日程第11 (議第32号) 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

総-

日程第12 (議第33号) 王寺町立幼稚園預かり保育条例の制定について

総-

日程第13 (議第34号) 王寺町寺子屋塾の設置及び運営に関する条例の制定について

総-

日程第14 (議第35号) 王寺町防災会議条例の一部を改正する条例について

総-

日程第15 (議第36号) 王寺町税条例等の一部を改正する条例について

総-

日程第16 (議第37号) 王寺町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

連

日程第17 (議第38号) 王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

総-

日程第18 (発議第10号) 「手話言語法」制定を求める意見書について

厚-

-括-

6/4.

平成26年第2回定例会

平成26年6月5日
午前9時30分開議

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

付 議 事 件

〔平成26年6月4日〕
王寺町議会第2回定例会

報告	6件	専決処分	4件	補正予算	1件
				条例一部改正	3件
		繰越計算書	2件		
議案	9件	補正予算	1件		
		条例制定	4件		
		条例一部改正	4件		

報 第 1 号 専決処分事項の報告について
(平成26年度王寺町介護保険特別会計補正予算(第1号)について)

4,500千円 → 1,676,500千円

歳出 諸支出金 繰上充用金 4,500千円 (25年度赤字補填)

歳入 雑入 4,500千円

報 第 2 号 専決処分事項の報告について
(王寺町税条例の一部を改正する条例について)

固定資産税 浸水想定区域内における設備資産価格を2/3に減額 等

法人? 国 繰越

報 第 3 号 専決処分事項の報告について
(王寺町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

条例

地方税法改正に伴う規定整備

報 第 4 号 専決処分事項の報告について
(王寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

課税限度額の改正

後期高齢者支援金分 14→16万円 介護納付金 12→14万円

軽減判定所得の引き上げ

5割軽減 33万円に <世帯主を除く被保険者1人につき→被保険者1人につき>24.5万円を加算

2割軽減 33万円に被保険者1人につき <35→45万円> を加算

報 第 5 号 平成25年度王寺町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
国の補正予算に係る事業等 228,651千円

小中 非確き印材 本庁舎

報 第 6 号 平成25年度王寺町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

大和川上流流域下水道市町村建設負担金 1,800千円 ✓

県第2浄化センター耐震工事

議第30号 平成26年度王寺町一般会計補正予算(第1号)について

86,534千円 → 7,636,534千円

- 歳出 総務費 7,260千円 (庁舎石綿撤去工事)
- 民生費 69,316千円 (片岡園舎増築分)
- 教育費 8,940千円 (預かり保育・寺子屋塾)
- 歳入 県支出金 46,211千円 (片岡園舎増築分)
- 町債 38,300千円 (臨時財政対策債) ✓

端折は? 転入の配量?

会務費の天井部分

県政はあつたはいいかい

議第31号 王寺町付属機関の設置に関する条例の制定について

付属機関の性格を有するものについて(条例整備)

新設 → 条例化 13

議第32号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

配偶者同行休業制度創設に伴う条例制定

海外の任用の場合

議第33号 王寺町立幼稚園預かり保育条例の制定について ✓

子育て支援として、午後4時までの預かり保育の実施に伴う条例制定

議第34号 王寺町寺子屋塾の設置及び運営に関する条例の制定について

小学4年生から中学3年生を対象に学力及び学習意欲の向上を図るため寺子屋設置に伴う条例制定

119回/週 PM6:00まで

有良? 誰がやる? 10回/週 (土曜日PM)

議第35号 王寺町防災会議条例の一部を改正する条例について

防災会議の委員増 10→15名 ✓

危機管理官も算入

議第36号 王寺町税条例等の一部を改正する条例について

軽自動車税の税額改正等

地方法人課税の偏在是正措置

軽減税率は?

議第37号 王寺町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

南元町地区における「大和都市計画地区計画」変更に伴う所要の改正 ✓

議第38号 王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

女性消防団員の新設に伴う所要の改正

新しい募集あり 120名 → 130名 女性も参加促す

全国で、団員の募集が先に対応可とする

平成26年5月19日

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

王寺町議会議長
松岡 成行 様

陳情者

住所 王寺町太子1丁目15-4

氏名 奈良県登録手話通訳者

森下 美津子

紹介議員 沖 優子



[要旨]

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

[理由] 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

右、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 月 日

王寺町議会

議長 松岡 成行

衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿

発議第 号

手話言語法制定を求める意見書（案）について

王寺町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書（案）を提出します。

平成26年6月 日提出

提出者 王寺町議会議員 沖 優子 

賛成者 王寺町議会議員 伊藤隆明 

王寺町議会議長 松岡成行 殿

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月4日

王 寺 町 議 会

意見書提出先

衆議院議長 伊 吹 文 明

参議院議長 山 崎 正 昭

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

厚生労働大臣 田 村 憲 久